

# 神河町若者世帯向け家賃補助制度 好評受付中！最大2万円補助

神河町では平成26年度から若年層の町内定住を促進し活力ある町づくりを進めるため、神河町内の賃貸住宅に入居する若者世帯に対して家賃補助を実施しています。この家賃補助を希望される方は、下記まで随時お申込み下さい。



## 【若者世帯とは】

神河町内に住民票を有する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯。

1. **新婚世帯**・・・申込日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯(再婚者含む。)であって、かつ、同居している世帯
2. **子育て世帯**・・・満18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの、生計を一にし同居する子どもがいる世帯
3. **婚姻予定者**・・・申込日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満であって、かつ、入居後6カ月以内に婚姻し、夫婦で同居する者
4. **ひとり親世帯**・・・申込日現在において、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある、生計を一にし、かつ、同居する子どもがいる母子又は父子世帯をいう。

## 【補助する期間】

補助する期間は以下のとおりとします。

- ・ 新婚世帯及び婚姻予定者・・・24ヶ月(2年間)
- ・ 子育て世帯・・・60ヶ月(5年間)
- ・ ひとり親世帯・・・子どもが18歳になるまで

## 【賃貸住宅とは】

賃貸住宅とは、事業者・個人・行政が建設し、自ら管理する賃貸住宅とします(空き家等も含まれます)。

ただし親族が所有し、かつ居住する住宅を賃貸借する場合を除きます。

## ◆家賃補助金額の計算式◆ 次の①②のいずれか低い方の額

$$\begin{aligned} (A) \text{ 家賃額} - 40,000 \text{円} &= \textcircled{1} \text{ (上限2万円)} \\ (A) \text{ 家賃額} - \text{雇用主からの住居手当額} &= \textcircled{2} \end{aligned}$$

## 【補助を受けることができる世帯】

◆補助対象世帯は、町内に住所を有する若者世帯又は、町長が特に必要と認める世帯のうち次の全てに該当する世帯とする。◆

- ①月収487,000円以下であること(月収の算定式は個別にお問合せ下さい)。
- ②町内の賃貸住宅に入居していること、又は入居する予定であること。
- ③実質家賃負担額が月額4万円を超えていること。(併用住宅にあっては、床面積割合で家賃を按(あん)分した住居部分の額が月額4万円を超えていること。)
- ④生活保護による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑤連帯保証人のある者であること。
- ⑥独立の生計を営んでいること。
- ⑦税及び公共料金等を世帯構成員のいずれかが滞納していないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団員と密接関係者でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。
- ⑩本要綱に定める必要な更新手続をしていること。

## 【お問合せ・申込み】

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64 神河町役場 ひと・まち・みらい課  
TEL: 0790-34-0002 / FAX: 0790-34-0691 / mail: hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp